

令和2年度
(2020年度)

農業委員会事務局の取り組み

<構成>

農業委員会事務局

<主な担当事務>

- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 農地銀行に関すること。
- (3) 農地台帳の整備に関すること。
- (4) 農業者年金に関すること。
- (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

具体的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における許可案件等について、法令に基づいた確かな審議を行うため、普段の調査・相談活動において、委員等と事務局職員との一層の情報共有化に取り組みます。

また、委員改選後速やかに、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、農業委員会の制度や業務等についての研修会を実施します。

具体的な取り組み：農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

準農家を目指す人等に対して農地銀行制度のPRを行い、農地貸借希望台帳の登録農地とのマッチングを進めます。加えて、農地所有適格法人（要件を備えた株式会社、農事組合法人、合名会社等）から、本市の圃場の利用希望があった場合を想定し、貸し手・借り手の両方が利用しやすい制度となるよう、農地貸借希望台帳登録申請書の様式整理を行います。

また、引き続き農業委員会のホームページに農地銀行の内容について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農委だより」を発行し、農地貸借希望台帳の啓発・周知を図ります。

具体的な取り組み：農地適正管理システムの精度向上

的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努めるとともに、農地適正管理システム稼働前の農地転用に係る、許可・届出物件のデータベース化を進めます。